

(公 印 省 略)
令和 6 年 7 月 2 4 日

各医療機関の長 様

広島市長 松井 一 實
(健康福祉局保健部健康推進課)

小児用 20 価肺炎球菌ワクチンの定期接種化について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本市の保健衛生行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、令和 6 年 7 月 18 日に開催された第 61 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、令和 6 年 10 月 1 日付けで、小児用 20 価肺炎球菌ワクチン（プレベナー20）を予防接種法上の定期接種に位置付けること及び小児用 13 価肺炎球菌ワクチン（プレベナー13）を定期接種から除外することが了承されました。

このことを受け、正式な事務連絡等が未発出の状況ではありますが、取り急ぎ本件についてお知らせいたします。今後の対応については、後日、お知らせいたします。

つきましては、下記について御確認いただきますようお願いいたします。

記

(1) 開始時期

令和 6 年 10 月 1 日

(2) 接種対象者、接種間隔等

定期接種の対象者、接種間隔、接種方法等は現行の 15 価ワクチン（バクニュバンス）と同様となる見込み

(3) その他

- ・令和 6 年 10 月 1 日以降、使用するワクチンは 20 価ワクチンを基本とするが、当面の間は 15 価ワクチンも使用することができることとする。
 - ・13 価ワクチンについては、同日をもって使用するワクチンから除く。
 - ・原則、同一のワクチン（20 価ワクチン又は 15 価ワクチン）により接種を完了することとするが、今後、交接種についての考え方が整理される予定。
- ※13 価ワクチンで接種を開始した場合でも、20 価ワクチンに切り替えて接種が可能なよう、必要な規定が設けられる予定。

担 当：保 健 予 防 係 田 中
電 話：0 8 2－5 0 4－2 8 8 2
F A X：0 8 2－5 0 4－2 2 5 8